

平成27年第2回定例会議事日程（第2号）

平成27年6月11日（木）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第29号 平成27年度吉富町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第3 議案第30号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第4 議案第31号 吉富町外1町環境衛生事務組合規約の変更について
- 日程第5 議案第32号 吉富町外一市中学校組合規約の変更について
- 日程第6 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 日程第7 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について（公共下水道事業特別会計）
- 日程第8 報告第4号 繰越計算書について（水道事業会計）
- 日程第9 報告第5号 経営状況の報告について（土地開発公社）
- 日程第10 閉会中の継続審査の申し出について

平成27年第2回吉富町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日 平成27年6月11日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 6月11日 10時00分
 応 招 議 員 1番 中家 章智 6番 花畑 明
 2番 山本 定生 7番 是石 利彦
 3番 太田 文則 8番 岸本加代子
 4番 梅津 義信 9番 丸谷 一秋
 5番 横川 清一 10番 若山 征洋
 不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121	町 長 今富壽一郎	会 計 管 理 者	奥田 健一
条の規定により説明	教 育 長 園田 陽一	(兼 務)	
のため会議に出席し	総 務 課 長 江河 厚志	住 民 課 長	瀬口 浩
た者の職氏名	企画財政課長 奥田 健一	健康福祉課長	上西 裕
	税 務 課 長 峯本 安昭	産業建設課長	赤尾 慎一
	教 務 課 長 田中 修	上下水道課長	赤尾 肇一

本会議に職務のため 局 長 奥邨 厚志
 出席した者の職氏名 書 記 守口 英伸

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、中家議員、山本議員の2名を指名いたします。

日程第2. 議案第29号 平成27年度吉富町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第2、議案第29号平成27年度吉富町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これからページを追って、質疑に入ります。

なお、質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっています。

また、質疑の回数は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができないようになっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、補正予算書、1ページ。歳入、2ページ。歳出、3ページ、4ページ、5ページ。

山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本です。議長、3月の当初予算は、改選前であることから骨格予算でありました。今回の補正が本来の肉づけ予算であり、町の方向性を担う重要な予算だと思われまます。そこで、議会も十二分な審議を行うために、この5ページと6ページ、そして事項別明細を飛ばして9ページから21ページまでを、執行部のほうから簡単に説明があれば、先をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） ただいまの発言は、御意見、要望として承っておきますので、御了解願います。議事を進めます。

山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） そうですか。少しでも職員や皆さんの時間を無駄に使わず、町民の皆さんにも内容を少しでも知ってもらって、吉富町はこんなに頑張っていますよと発信をしていただきたいと思ひます。無駄な質疑をせずに済むかと思ひましたが、それでは、ページを追って、申しわけありませんが、一々の質問をさせていただきます。

まず、5ページ、債務負担行為補正、こちらについての説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 御説明いたします。

第2表債務負担行為補正の追加です。固定資産台帳整備及び公共施設等管理計画策定事業として、平成28年度、限度額1,000万円の債務負担行為の追加でございます。

これは、総務省から全ての地方公共団体に対して整備が要請されておまして、公共施設等の管理計画は平成28年度までに、固定資産台帳は平成29年度までに整備策定を行えば、その経費について特別交付税措置が講ぜられるようになっておるものでございます。そこで、本町におきましても、このような財政措置が行われる期間内に整備策定をと考えておるものでございます。

その内容なんですが、統一的な基準による財務書類作成に必要となります固定資産台帳の整備、それと公共施設等全体の更新——施設の全体の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うための公共施設等管理計画を策定するということになるわけですが、特に、この平成27年度決算に向けての財務上の試行期間などの関係で、2カ年にわたる関係で、2カ年にわたり継続した作業が必要となるということで、2カ年にわたる契約を締結したいとしたものでございます。よって、27年度分として補正予算に1,100万円の計上と、28年度分といたしまして債務負担行為額1,000万円の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 6ページ、第3表、地方債補正。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 第3表、地方債補正、こちらについての説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

この地方債補正は、町営住宅別府団地建設工事の実施設計委託などに要する経費に充てる財源として起債をするものでございます。起債の目的のところに書いてありますが、公共住宅建設事業債ということでございます。現在、変更前の限度額は4,850万円、変更後は6,630万円ということで、1,780万円の起債の増額を行うものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 次に、7ページ、事項別明細書、総括、歳入。

同じく総括、歳出、8ページ。

次に9ページ。歳入、9ページ。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 9ページの13款国庫支出金で、1節社会資本整備総合交付金、これについて説明をお願いします。この交付金は山王団地分でしょうか、別府団地分でしょうか。

○議長（若山 征洋君） 上西課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

この分につきましては、別府団地解体工事、工事実施設計委託料、解体工事等の交付金でござ

います。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） これは予定ですか、決定ですか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

これは予定でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 同じく総括、歳出、8ページ。

次に9ページ。歳入、10ページです。11ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 14款県支出金、県補助金、民生費補助金で、放課後児童クラブ整備補助金というものが入ってきておりますが、この詳細説明と補助率の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

子ども・子育ての分でございます。放課後児童クラブの整備補助金でございます。前ページの9ページには国庫の分がございます。選定額というのがございまして、2,442万7,000円の3分の1が国と県から出るわけでございます。この分は県分でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 同じく14款で農林水産業費補助金、こちらのほうで農村環境整備かんがい排水事業補助金というものが入っておりますが、こちらの説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

農村環境整備かんがい排水事業補助金につきましては、平成26年度に広津地区において、県単事業において水路の改修事業を実施いたしました。それにつきましては、継続事業として27年度も同様に水路の改修を予定しております。今年度につきましては補助対象事業費が1,000万円、補助率が40%ということで県費補助金としては400万円を計上している次第であります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 同じく10ページで17款繰入金です。こちらに基金繰入金、2項目、2節入っておりますので、こちらについての説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

17款繰入金1項基金繰入金の1目基金繰入金の1節のほうですが、財政調整基金繰入金ですが、今回、財政調整基金なんです、これを取り崩しまして、建設財源、いろいろな今補正予算の財源にするものでございます。

内容につきましては、各種予算いろいろ上がっているわけなんです、その中から国、県等の補助金等を差し引いた一般財源に充てる予定になってございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 地域福祉基金繰入金についてお答えいたします。

放課後児童クラブの建設費の分で繰り入れるものでございまして、金額として6,431万6,000円を繰り入れするものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 11ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 11ページ、20款町債です。土木債、公営住宅事業債、こちらについての説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

この公営住宅建設事業債の1,780万円なんです、先ほど説明をいたしました第3表でしたか、ここで地方債補正を行っているわけですが、その今回増額となる分の1,780万円が、ここに町債として歳入側に上がっているわけでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） ほかに歳入全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出に入ります。歳出、12ページから。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 歳出、総務管理費、一般管理費、こちらで消耗品費と印刷費が上がっておりますが、こちらの内容についての説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 御説明をいたします。

まず、消耗品費の189万円なんですけども、これにつきましては職員の事務服代を計上して

おります。規定によりまして、大体3年間で事務服をかえている状況なんですけど、ことしで4年になりますので、今回、補正予算を計上させていただいております。

それから、印刷製本費39万円なんですけど、これにつきましては、マイナンバー制度を周知するためのパンフレットでございます。28年の1月から施行されますマイナンバー制度とはどのようなものかを、イラストを用いてわかりやすく解説し、どのように便利になるのか、また個人情報にも配慮されているかなど、町民の方に正しく周知するためのパンフであります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 同じく総務費の中で財産管理費、こちらのほうで工事請負費で旧防災倉庫兼書庫解体工事というのが入っておりますが、こちらの説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 旧防災倉庫、農協の前の旧防災倉庫兼書庫の解体工事を予定しております。解体金額が140万円、それからその中の発生材の積み込みとか運搬とか処理費で、これも約140万円ぐらい、それから散水機、それから重機等、全て入れて大体四百七十数万円になりますので、480万円ですか、で計上をしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） こちらは、解体するという、解体を前提ということなんですけど、解体した後の利用目的とか利用の何か方法とかは考えられておりますか。ここは、たしか地区のごみステーションの場所じゃなかったかなと思うので、その利用も大丈夫なのか、ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 一応解体工事は考えているんですけども、まだはっきりは決まっておりません。それで、まず解体したら、その後につきましては地元の自治会の関係の方に意見を聞きながら、企画財政課のほうで何をするかというのを考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 8番、岸本です。

6目企画費の8節報償費、企業立地奨励金の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

8節報償費で、企業立地奨励金として648万5,000円を補正計上させていただいております。

吉富町では、平成17年4月1日から、町内における企業立地を促進するために、奨励金を3年間交付する制度を設けております。これは、町内への事業所などの新設のみならず、増設または移設した場合でも、それに伴って取得した土地や家屋及び償却資産に課せられる固定資産税相当額の2分の1を奨励金として交付するものでございます。

今回、奨励金の対象となります償却資産の課税額の確定に伴いまして、改めて奨励金額の算出を行い、その不足額を増額補正したものでございます。今現在、3件の事業が対象になってございます。いずれも株式会社APIコーポレーションとなっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） それと、あと役場庁舎玄関手すり設置工事というのがありますが、こちらについて説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） お答えします。

庁舎の玄関のスロープの中央と階段部分の両サイドに手すりを設置しまして、高齢者、あるいは体の不自由な方が少しでも移動が楽になるように、今回設置するようにいたしております。結構要望がありますので、ぜひ設置したいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 大変いいことだと思います。ほかの施設、例えばフォーユー会館だとか体育館とか老人福祉センターとか武道館とか、今要望があったと言われるような方々が使われる施設、ほかは大丈夫なんでしょうか、その辺お聞きします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） お答えします。

フォーユー会館につきましては、玄関に急激な段差等がありませんので、今のところ利用者からはそういう要望は確認しておりません。

体育館、武道館につきましては、昨年度の補正で、玄関から館内への入り口につきましても段差解消のスロープと手すりを設置しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） そうですね。なるべく町民、せっかくやられるんで、町民の皆さ

んに不便がないような形で進めていただきたいと思います。

18節の備品購入費、こちらでまた備品が300万円ほど上がっておりますので、こちらの説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 御説明をいたします。

この備品につきましては、今回、来庁者及び職員間の——議員も御存じのとおり、うちのそれぞれの課は仕切ってしまうと、全然ほかの課が見渡せない状態になっております。それで、その各課間の仕切っている天井まである書庫を、高さを1メートル20センチの書庫に交換しまして、それだけじゃないんですけど、またカウンターの一部も交換して、1階のフロアを見渡せるようにするための書庫の購入費を計上しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石委員。

○議員（7番 是石 利彦君） 先ほどの企業立地奨励金ですが、これは一方では町内町民の雇用が何名以上とか、条件の中にあっただと思うんですが、これに関してはいかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

今回のこの企業立地奨励金の対象になる事業所につきまして、具体的に雇用の人数が何人とかいうようなことはうたわれてはなっていないと聞いています。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 意見は言われないうことなんで。奨励金の理由の中に、町民の雇用が条件づけられていると思います。それについて、雇用が何人か新しく発生するということが期待できるから、こういう奨励金が出るんだろうと思ったんですが、そうじゃないんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 企業立地の奨励金ということですから、そこにいろいろ施設をさらに拡充していただいて、それによって雇用がふえるということを前提に期待をしていることは間違いないんですが、具体的に、その企業立地の奨励金で、例えば吉富町の住民の採用が何人採用しなければならないとか、そういった具体的な取り決めはございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 先ほどの備品もよくわかりましたけど、先ほどの制服の消耗品と

同じで、当初予算で組んだほうがよかったんじゃないかと思うんですが、そちらは進めていただくことで、こちらが何か言うことはないんですが。

6目の企画費の中で道路案内板等設置工事というものが入っております。これ土木費で上がらずに企画費で上がっておりますので、ちょっとこちらのほうの内容の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 御説明いたします。

15節工事請負費で道路案内板等の設置工事といたしまして128万6,000円を補正計上させていただきます。これは、吉富町では皆さんに道路に関心を持っていただきまして、さらに親しみを深めていただきたいというようなことを目的に、道路の愛称の設定と通りの案内看板の設置を行っておるものでございます。平成26年度に公募した路線のうち、今回3路線につきまして愛称が決定いたしましたので、それぞれの路線の始点及び終点、それと途中の他の道路との交差点部分に通りの案内看板を設置するための工事代金を計上しているものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 12ページの企業立地、これにこだわるようですが、じゃあ雇用に関して町民をとか、町民の子供さんをできるだけ雇用してくださいというような働きかけはやっているんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） この奨励金の申請の段階で、申請書が企画財政課に上がってきますので、そのときに町内の雇用について御検討いただきたいというような話はしてございます。以上です。

○議長（若山 征洋君） 13ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 13ページで交通安全対策費の中で負担金、豊前築上交通安全フェスタ助成金というのが上がっておりますが、ちょっとこちらについての説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） お答えします。

このフェスタにつきましては、4市町、豊前市、築上町、上毛町、吉富町の順番で持ち回りでフェスタを行うようになっております。

それで、中身につきましては交通安全運動を活性化しまして啓発の効果を高めるために、平成20年より、春の交通安全運動の前に各市町村持ち回りで開催をしております。それで、関係自治体とあと交通安全協会、それから警察署と共催という形をとっております。同フェスタの来場客をふやしまして、より交通安全運動に対する啓発の効果を高めていきたいというふうなこと

で経費を計上しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 同じく13節委託料です、情報セキュリティ研修委託料、これについてちょっと説明をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 御説明をいたします。

今、しきりと日本年金機構ですか、あの情報漏えいで、今かなり問題になっております。あれの前に、管理ミスによります情報漏えい、あるいはウイルス感染を防ぐための全職員に対する研修会を計画をしております。内容につきましては、情報セキュリティ、セキュリティポリシーの周知徹底、それから情報セキュリティの脅威とその対策を知るという点に重点を置いて、年金機構の関係もありますので、毎年実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 4番、梅津です。1節戻りまして19節、わずかな額ですが、出ています平和首長会議について御説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 御説明を申し上げます。

まず、目的になるんですけども、平和首長会議は、世界の都市が緊密な連携を築くことによりまして、核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起しまして核兵器廃絶を実現するとともに、人類の共存を脅かす飢餓、貧困、難民、人権などの諸問題を解決、さらに環境保護のために努力するということにより、世界恒久平和の実現に寄与することを目的としております。

そもそもの成り立ちが、広島市と長崎市の市長がニューヨークの国連本部の総会で、こういった話を切り出したのが最初だというふうに聞いております。

それで、このメンバーシップの関係なんですけど、この首長会議は、ほとんど全国の自治体が参加しております。それで、納付金の取り扱いに関する要綱というものが今年度から創設されまして、核兵器廃絶に向けた取り組みを推進するために、平和首長会議行動計画というものが2013年から2017年に計画をされております。これに掲げた新規事業及び既存の事業、その拡大を図るための財源として、それぞれ全国の自治体が2,000円ずつ納付金を納付するという形になっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 3項の戸籍住民基本台帳費の中で備品購入費が上がっておりますが、こちらの備品購入費の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 18節備品購入費につきまして説明いたします。

この備品購入費は、統合端末タッチパネルの購入に伴います予算でございます。統合端末タッチパネルは、平成28年1月からマイナンバー、社会保障・税番号制度の導入が始まりますので、それに伴いまして個人番号カードの発行や公的個人認証の電子証明の暗証番号設定のためのタッチパネルとして、国から導入するように指導がっておりますので、そのタッチパネルの購入に伴います予算として35万9,000円を計上しております。

なお、この導入にかかります費用は、普通交付税により地方財政措置されるようになっております。

以上であります。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今タッチパネルの説明を、るる聞きました。多分本人が来て、そこで暗証番号を押したりするためのものなのかなと思うので、ちょっと一回、確認をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 今、山本議員が言われたとおり、要するにタッチパネルで個人の暗証番号を入力するための機器となります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 続いて、3款民生費の社会福祉費で、社会福祉総務費の中で備品購入費が上がっておりますので、こちらの説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

この備品購入費は、障害者福祉サービス用のパソコンの買いかえに伴う備品購入費でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと説明がわかりにくいんですけど、もうちょっとわかりやすく説明してください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 障害福祉サービス用のパソコンがございまして、これは国保連合会とつながっております、それは平成19年に購入して基本ソフトがXPだったものですから、もうサポートが終わって、どんどん新しいシステムをインストールするには、このパソコンじゃあ、ちょっとたえ切れないということで、新規に買い直すことにいたしました。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） これ、障害者が使われるという、障害者が使うんですか。それとも障害者用に職員が使うパソコンなのか、ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） これは、障害者の事務に伴うパソコンでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 14ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 4目の介護予防日常生活支援総合事業の中の委託料、この委託料の説明をお願いしたいんですけども、今年度から介護保険から外された要支援の方のデイサービスとか、家庭でのホームヘルパーによるサービスが外されたと思うんですけど、それを町がやっていくという、その分もそこに入っているのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

その分につきましては、もう当初予算の中で予算計上させていただいております。この分の118万8,000円ですか、この分は、御承知のとおり福岡県市町村在宅医療推進整備事業ということで、昨年からは当町が県より選定されておまして、これはどういうのかというと、在宅で、いつまでも地域で暮らせるようなシステムづくりということで、これに伴って、医療機関、介護施設、そういうパンフレット、そういうのをつくる必要がございまして、これを業者のほうに作成を委託するというございまして。なお、この経費につきましては10分の10が県からの補助金になっております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今ちょっと同僚議員がお聞きしましたので、もう一回、私も聞こうと思ったんですが。この事業の委託先とか内容を、もう少しわかりやすく説明してほしいんですが。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

委託先でございますが、こういう仕事にたけている業者を選定しまして、入札による委託でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、先にこっちに行ったので、順にこちら、4目ですね、行きたいと思います。7節賃金で臨時職員等賃金と上がっております。こちらの分の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

先ほど申したとおりでございますが、福岡県市町村在宅医療推進事業ということで、かなりの事務量が発生いたしますので、この事務につきまして臨時職員で対応をしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 委員会でも聞けるんだろうと思うんですが、今の13節委託料の件ですね。今、入札とおっしゃいましたが、こういうものは非常に技術的にもマインド的にも、非常に微妙なことが要求されるお仕事だろうと思っております。ですので、指名入札の場合、それにたけた方々を、業者を選定するのでしょうか。それとも一般的に、できれば御町内でそういう方々がおられると思うんで、そういうところでやるのかなと、ちょっと考え方を教えていただきたい。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

主にコンサルタント事務になります。内容としましては、町内の医療機関、介護施設等そういう現状分析、あと施設に行ってヒアリング等を行いますので、そういう仕様書をつくって、そういう業務にたけている業者を選定したいと思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 8節報償費、講師謝金と、あと音楽療法士等報償費と入っております。こちらの説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

報償費につきましては、講師謝金でございます。医療、介護連携に伴う研修会、地域包括ケアの構築に伴う、研修会に伴う講師謝金でございます。

次の音楽療法士等報償費でございますが、等ということで、理学療法士の訪問指導の報償費と

作業療法士の訪問指導の報償費でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 続いて、9節旅費、こちらに職員等出張旅費と委員等出張旅費と入っております。この説明と、この委員というのはどういう方なのか、ちょっとお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

この分につきましては、県の事業の内容でいろんな先進地に行って、そういう情報を仕入れて勉強しながら、町に合ったようなこういうシステムづくりということでございまして、そういう研修会に参加をさせます。

委員につきましては、ことしの2月ごろ、町内の医療機関、介護施設、そういうところの専門医を集めて研修をやっております。そういう方に在宅医療推進事業の委員になっていただきながら、このシステムの構築を図りたいと思います。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） じゃあ、そういう何か委員会的なものをつくってやられているということなんでしょう。それはいいことですね。やってください。

続きまして、児童福祉費のほうに入っていきます。一つ一つ聞くと大変ですので、13節委託料と15節工事請負費、こちらについて全部、御説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

放課後児童クラブ室棟の建築工事の監理業務の委託料でございます。国交省の告示による資料に基づいてこの金額を算出しております。

続きまして、工事請負費でございます。放課後児童クラブ室棟建築工事7,500万円、約288平米の建物の建築費でございます。

その次の子育て支援センターテラス塗装工事でございますが、テラスの金属の部分がかなり老朽化してさびが出ておりますので、この分の塗りかえとしまして108万円計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 委託料の件です。今、国交省のガイドラインによって算出されたというふうに、それによってこの計画するんだというお話のようでした。そこに、町内に独自の

ものをかぶせるとか、要らんものをそぎ落とすとか、そういうことは可能なんですか。考えているんでしょうか、どうでしょう。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） この金額の算出でございますが、平成21年度、国土交通省告示第15号により算出してございまして、この建物のに見合った金額の算出をしております。

以上でございます。（発言する者あり）

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

その告示によって算出してございますので、特段加えたり削ったりということはしておりません。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 課長、それはわかった。国交省のガイドラインに沿ってやっていますが、そこに独自の何かを削ったり足したりとか、そんな豪華なものは要らんとかちゅうようなことが、後から可能なんですかと、それも考えてますかということです。町独自の学童のそういう施設にできることが。全部補助金でやるから、国交省のガイドラインのとおりにやりますということなんですか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 13節の建築工事の管理業務の委託料の算出方法についての御説明でございます。先ほど言ったとおり、告示に沿った算出方法で算出ですね、さしていただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 全協のときにいろいろ説明していただいたんですが、私が聞き漏らしているかもしれないので、済いませんけど、もう一度聞かせていただきます。

これは——同じところなんですけれども——この学童放課後児童クラブ室は、高学年というか、4年生以上の子供たちを対象にして使うものなんでしょうか。もしか、そうであるならば、4年生以上の子供たちの希望っていうんですか、大体何名入る予定にしてあるのか、その辺お願いしたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 今の御質問でございますが、今の建物と、今度、新しい建物がございまして、それを何年生が使うというのは、まだ考えておりませんが、総体的にあの場所で

1年から6年生までの放課後児童クラブをお引き受けしますという考えでございます。今度新しいところに高学年が行くとかは、まだ、そこは未定でございます。

先ほどの件でございますが、子ども・子育ての今度新しい計画書ができております。その中にも書いてますとおり、色んな需要量と供給量を記載しております。その中に、たしか、あとプラス六、七十名は、うちが準備するということで記載しております。

なお、昨年ですか、アンケートをとっております。その数字、今、手持ちにございませんので、後ほど報告したいと思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 私も全協で、同僚議員が先ほど言われてましたように、親切な御説明を受けて理解しているところですけど、1点、今の同僚議員の質問と関連いたしまして質問いたします。1点だけございます。

定員は、大まかな中で融通がきくように予定、国庫のお金を使うので、一くくりで全体で、何名の中で、すれば低学年に物すごく希望者が多かったと、予定したよりも高学年の希望者が4月の時点で少なかったと、そういう場合は融通がきかせることができるんでしょうか。もし、今答えられなければ、また後で結構です。どうぞ。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

1クラス40名程度ということでなっております。1クラスが1、2年とか、そういう割り振りやっております。なるべく1人でも多くの方に入所可能な施設をしたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 私の質問の仕方が悪かった、反省しております。

低学年に希望者が多かったと、そして高学年を想定して、今度増設したんだけど、高学年の方々の募集に対して、ふたをあけてみたら、4月の時点で結構欠が出たと、部屋があいてるじゃないかと。そういう場合は、融通きかせて、低学年で——従前も私、一般質問で質問したことあるんですけども、4月の転勤の異動の時期に、人数として応えてないのはナンセンスじゃないかということ聞いたことあるんですけども、そういう融通がきくんでしょうかという質問です。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

低学年、高学年という、そういうあれはありません。とにかく、1年から6年生までのお子様を、こちらで学童として利用してもらおうというような感じでございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） なかなか、ここは皆さん質問がしたいところなのでしょう。

私、ちょっとお聞きしたいんですが、また委員会でもお聞きしますけど、先日、こちらは3月いっぱい積み木の会が撤退されましたね。その後、町営という形になりました。まだ、今のところ2カ月ぐらいです。その後、運営がどういうふうになっているのか。現時点、その撤退後どうなったのかわからないまま、もう既に増設という話になっておりますので、ちょっと私はその辺が危惧しておりますので、今、状況はどういうことなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

4人の指導員にお願いして運営しております、そのほか、代替職員を入れております。その中に、以前、積み木の会でお勤めの方にもお手伝いしていただいております。積み木の会同様、同校以上の学童を私たちは目指しておりますので、きちんとやっております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） きちんとやっておりますという、それは、きちんとやってないとは答えられないでしょうから。

その後、例えば今回せっかく増設されるんですから、4年生から6年生までの希望者が多いということなんで、今の時点で、今利用されている方の保護者とかにアンケートとか、何かそういうのはやられているか、もしくはやるような予定はあるでしょうか、ちょっとお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

今、利用している方のアンケートは、まだとっておりませんが、以前、利用していた方のアンケートは以前とっております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） こちらは、先ほど同僚議員にアンケートの結果は後で報告しますと言われましたので、それは楽しみにしておきたいと思います。

あと、子育て支援センターのテラス塗装工事というのが入っておりますが、子育て支援センターは、たしか、つい先日ほど工事を終わらせたばかりじゃなかったかなと思ったんですが、これはどういう内容なのか、もうちょっと詳しく教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

建物に付随してテラスがございます。そのテラスには鋼管を使ってつくっておる関係で上、そ

の鋼管がさびついているものですから、それをきれいに塗装し直すというものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 学童保育のことで、もう一点お聞きします。

現状、今、現実のところでは手狭であるとか、お部屋とそれから園庭が手狭であるとか、何か不都合があるんでしょうか。今の現在のままで。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

今の現状の教室でございますが、2つの教室がございまして、手狭というより、もう今、定員の80名がいっぱいの状況でございまして、これ以上入れない状況です。

なお、園庭につきましては、十分、子供さんが遊べるようなスペースもございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 15ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 6目幼保一体化施設こどもの森費、こちらで臨時職員等賃金が上がっております。こちらについての説明をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

この分につきましては、産休代替分の1名分の臨時職員の賃金でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 当初予算からまだ2カ月ですから、これはやっぱり産休ということなんで、急にわかったんかな、その辺お聞きします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

当初予算のときは既にわかっておりましたが、確実に産休に入るということを確認しましたものから、今回計上させていただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） それと、ここはたしか先日、2名、うちの職員、新卒採用の方が、こちらに配属になったんじゃないかと思うんですが、ここ、臨時を含めて一体、大体何人ここいらっしゃるんですか、その人数を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

正確な数字、どっかにあろうと思うんですけど、後ほどお答えさしてもらいたいです。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） はい、わかりました。手元がないと言われるんで、ちょっとびっくりしたんですけど。

ただ、定数と、ここの児童が何人で、それに対して何人必要で、そういう定数よね。その定数に対して、うちは何人いて、そのうち臨時職員が何人ですというものを一旦お示してください。お願いします。

続いて、同じ幼保一体化施設の中で備品購入費、こちらが上がっておりますので、こちらの説明をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

こどもの森専用の、公用車の購入費でございます。以前、吉富保育園にも公用車がございましたが、老朽化により廃車をしております。数年間、園長の車を公用車がわりにしていた状態でございます。それは好ましくないということで、今回、公用車を計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 園長さんが使う車ですね、これ。園児の送迎用とかじゃなくて、なるほど。

では、今、言われたように、園長さんが公用車は自家用車を使われてたということは、その間の事故とかそういう場合の責任とかは、今まではどうなっていたんですか、ちょっとその辺お聞きします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

幸い、その間、事故がなかったものでございまして、事故があると、そういう想定も必要だったと思います。今回、こういうふうで公用車の購入を計上させていただきました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） はい、わかりました。よかったですね。

それでは、4款衛生費、こちら3目母子衛生費と6目あいあいセンター費で備品購入費が上がっておりますので、こちらの説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

最初の13万円の備品購入費でございます。これは発達検査の遊具でございまして、標準化された検査遊具を用いて発達状態の評価をして、幼児の特徴につきまして、保護者との共通理解を図り、対応に計るものでございます。

次の10万6,000円の備品購入費でございます。掃除機の故障のための買い換え、そしてテレビの買い換えでございます。住民健康づくりのグループが、DVDとかそういうものも映すテレビがかなり老朽化して、今使っているのが平成8年に買った分でございます。大変重くて映りも悪いということで、今回最新のテレビを買って、それに映してもらおうというふうに予定しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 16ページ。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 19節負担金補助及び交付金のところで。青年就農給付金、これについて説明お願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 青年就農給付金150万円についてお答えいたします。昨年度から町内の30代の男性が、新たに農業に従事したいという申し出がございました。いろいろ相談をし、県と協議する中で、新たに新規就農する場合に就農時の所得の確保、支援のために、年間150万円の給付金を給付されるという事業でございます。これにつきましては、最大5年、年間だいたい150万円の給付がある事業でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ちょっと私の調べたのと違うが、認定農家の社員とか農業法人の給与の件ですね。たしか、2年とかというふうに、私読んだのは、5年、5年で150万円。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） たしか、2年というのは、年齢の——ちょっと正確な資料は持ち合わせておりませんが、45歳以上の場合は最長2年とか、今回の方に関しましては30代ということで、そういった給付金を受けられるということで内示は届いております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） その下、農業基盤整備事業費の中で13節委託料、ほ場整備調査設計業務委託料というのが上がっておりますので、ちょっとこちらの説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

ほ場整備調査設計業務委託料につきましては、現在、界木地区、J R日豊本線から海側について、関係者24名の同意100%いただいております。その予定区域につきましては、現在、国あるいは県のほうに、そういう事業に手を挙げてるところであります。まず、その手を挙げてることに対しまして、国に正式に申請するに当たりまして、ほ場整備の予定区域の事業効果、それから概算工事費等調査する必要があるがございます。そういった関係で、今回、調査設計費として計上させていただいたような次第でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 私が議員になる前に、たしか、以前こういう計画があったとお聞きしております。今回の対象が、24件と聞きましたが、何ヘクタールで、前回のやろうとしたときが何件で何ヘクタールだったのか、ちょっとその辺お聞きします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） それでは、まず最初に当初の事業計画では、全体計画が10ヘクタール、対象農家につきましては、——正確に申し上げられません、数字は記憶はしてありませんが——35名程度です。今回につきましては、対象農地の面積が6ヘクタール、先ほど申しましたように対象者が24戸の農家となります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） これも全協で説明があったんですが、全協での説明以降に何らかの進展、あのときは県の補助率が、まだわからないという報告があったと思うんですけども、あのとき以降、何らかの進展があったのかどうかということが1点と、それから議長宛ての関係者の要望書の中に、受益者負担金の軽減について配慮してほしいというふうに述べられております。この地権者の負担に対しては、100%の仮同意ということなんですけども、その辺どういう説明がなされているのかというのが2点目。3回なので。

もう一つは、耕作者と地権者が異なる農地があると思うんですけども、それは全体のどのくらいあるんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） それでは、まず補助率からお答えします。補助率につきましては、今現在、国、県に、本町、界木地区のほ場整備に該当する事業を調査していただいております。事業によりましては、国の補助金、それから県の補助金、それぞれ補助率が違いますので一概には申し上げられませんが、国が50%、それから県が20%から30%とかいう事業もござ

います。残りは市町村、あとは受益者負担とかあります。ですから、現在のところは、まだ確実には、その補助率については確定、私どもではわかっておりません。

それから、受益者負担金につきましては、最終的に受益者の負担が確定するのは事業完了後、生産をもって受益者の負担が確定します。ですから今現在は、おおむね概算工事が、1反当たり——地形にもよりますが——100万円から200万円の1反当たりの事業費がかかるということの、それに対して受益者負担金が10%程度っていうことで、以前の地元説明会では説明はしております。金額につきましては、まだ事業全体の額が確定をしておりますので、金額についてはお示しはしておりません。今回につきましても、先ほど申し上げましたように、最終的に事業が確定して初めて受益者の負担金が確定します関係から、今現在、はっきりとした受益者負担金というのは農家の方にはお示しをしてはおりません。

同意の関係ですが、100%の仮同意を今いただいているんですが、それにつきましては、所有者、それから耕作者全てから同意をいただいておりますが、申しわけありません、所有者と耕作者の割合については、ちょっと手元に資料がございませんので、また委員会でも御報告させていただきます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） ちょっと私もよくわからないんですけど、この事業が国とか県の一つの事業として採択されたとしますよね。そうしますと、今回計上されています調査設計委託料ですか、調査設計業務委託料、この分もその補助の対象になるんでしょうかということが一つと、もう一つ、関心があるんですけど、ほ場整備がなされた後、農地が宅地になるには大変困難だというふうに聞いているんですけども、宅地に認められるのはどういう場合なんでしょうか。そして、そのことについての地権者に対する説明はなされてるんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 今回、補正計上さしていただいている委託料につきましては、町単独費でございます。補助については、補助対象となっております。

ほ場整備後の宅地転用ですが、ほ場整備の整備面積に対して非農地用地というのを確保できます。それはあくまでも農地ですが、例えば子供さん、お孫さんに、宅地として家を建てさせたいとかそういった要望がある場合は、そういった農地を確保はできますが、ただし、それは全体面積に対しての割合がございます。全く宅地としてできないわけではございませんが、割合の範囲内では宅地として可能な農地を確保することはできます。

宅地化につきましては、同様な説明を関係者、耕作者、地権者の方には説明を申し上げております。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 同じことなんですけども、つまりほ場整備を最初にする前に、ここは非農地用地として認めてくださいということで、何%かについては認められるということですよ。じゃなくって、ほ場整備をした農地に対して、それを宅地にすることが可能かどうか、可能ならば、どういう手だてが必要なのか。そのことについて、このほ場整備した後、これはもう宅地にすることはできませんよということを——もしか、だめならばですよ——それを説明会の中で地権者に話してあるかどうか、そのことについてお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えします。

まず、ほ場整備の目的は農業を振興するための目的でありまして、宅地を転用するための目的ではございません。ですから、非農地用地としては確保はできますが、基本的には未来永劫、農業を営んでいただくということが、その事業の目的でございます。ですから、その件につきましては、農家の方には、説明会の折には説明はしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） この場所は、以前、調査設計料というて町費が投入されております。そのときの資料とこの場合の調査設計業務委託料、これは重なるもんじゃないんでしょうか。重ならないとしたらば、前のやつはどのように利用ちゅうか、利用、活用されたのか、それをお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えします。

是石議員が言われるように、以前、調査委託をした資料については、使えるもの、ございます。ただし、面積が当初の10ヘクタールから6ヘクタール、地区も変わりました関係から、新たに見直し、それと6ヘクタールになることよっての費用対効果、経済効果等を今現段階で調査するという必要もございます関係から、使える資料につきましては、以前、調査設計の成果品を利用はしますが、それとは別に現段階でほ場整備にすることよって、概算工事費であつたりとか、経済効果、費用対効果がどうなるかっていうことを示す必要があることから、今回、その分について、あわせて調査するというので予算計上させていただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） では、前の調査委託料では、今言う事業効果、投資効果は計算の中には入ってなかったということですか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 以前の調査報告でも、当然、経済効果、費用対効果は調査しております。ただ、条件が変わることによって、ほ場整備を6ヘクタールすることによって、どういった効果があるのかというのは改めて調査する必要があることから、あわせて今回、調査設計に計上してる次第であります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 8年前にこの話を聞いて、今か今かと見てたんですけども、今回また強い地元の農家の皆さんの希望で、要請に基づいてこういうことが出てというように理解しているんですけども、これが今回地元の熱い熱い要請だと理解しているわけですけども、これがなった場合、あわせて工事車両があそこをどんどん通ることに対しての一部住民から不安を、私承ってるんです、いろんな場所で。個人的にも、また、ある場所でも承っているんですけども、その件についての現時点でのお考えがあればお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 恐らく、不安に思ってるという方々は、佐井川橋のことだろうと思います。それにつきましては、予算を議決いただいた後に調査設計する中で、まずこの調査設計につきましては、区画割とか、先ほど申し上げましたように経済効果とか費用対効果を主に委託するものであります。ただ、その中で、当然工事をする車両等の進入路についても、その中には検討しなければならないということは想定されます。それにつきましては委託業者と、進入車両等につきましては進入路を含めたところで協議を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 2項の水産業費について、3目の漁港管理費、15節工事請負費の中の漁港内防犯カメラ設置工事費と漁港施設工事費がありますが、この防犯カメラについては、新しく事故か事件があって、新規にまたつくるのか。漁港施設に関しては、この施設はどのようなものをつくって、どういう効果を狙っているのか、それをお尋ねいたします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

漁港内の防犯カメラの設置工事につきましては、26年度に3台設置しました。ただ、御存じのとおり漁港は広大な施設であります。3台では十分カバーできないということから、今回、新たに3台を設置するものでございます。

次に、漁港施設の工事費につきましては、漁港の西側に船揚げ施設がございます。この船揚げ

施設というのは、船の修理、管理等をするために船を揚げる施設でございます。その船を乗せる台車が約17年ほど経過しておりまして、下部のほうが腐食、傷んでおります。特に船体を支える支柱等の腐食があり、不安定な状態になり、レールから台車が外れるようなこともございました。そういった関係から安全に船を揚げるための施設として、台車の修繕、更新を行うものであります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 濟いません、また先ほどのほ場のところに戻るんですが、先ほど説明の中で、費用対効果というふうな説明をしておりました。ということは費用対効果が、もし、この設計をやられた後に費用対効果が見込めないとすれば、中止ということもあり得るのかというのが、まず1点と。

もう一つは、先ほど住宅地にする場合どうかという話のときに説明してました。その農家を未来永劫そこでやっていただくということを大前提というふうにお聞きしています。多分これは営農だとか効率性ということを前提にこのほ場整備というのをやられると思うんですが、今回のこの6ヘクタールという土地で、この面積、これで24件、これで十分農家の方がやっていけるようなものなんでしょうか。ちょっとその辺をお聞きしたいです。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず、費用対効果につきましては、現在、米、麦を中心の農業をしております。今後、それだけでは農業所得としては不安定なことから、それ以外、例えば園芸とか大豆だとか、そういった高収益のものも含めたところで営農計画をしなければ農家の所得は上がらないと、そういった今後のほ場整備完了後の営農計画をどうするかというところで、費用対効果等をあらわします。議員おっしゃるように、基本的にはほ場整備を実施するために、こういった経済効果があるんだということを示すためのものでございまして、費用対効果がないからということで、それを中止するというものではございません。

それから、今回、ほ場整備の6ヘクタールですが、6ヘクタールのうち、実際に営農、耕作をしている農家の方は約5名程度です。あとは、少々、畑等がございしますが、その方々はほかの地区でも米、麦を作付しております。約10ヘクタール以上です。ですから、そこだけでの営農では、当然農家の収入というのはそんなにはないだろうと思いますが、今現在、毎年少しずつ農地を借りて経営面積を伸ばしております。ですから、ほかの地区でもほ場整備を進めたいというふうに私思っておりますので、農家の方には機会あるごとにほ場整備を推進をしている状況であります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 17ページに入る前に、暫時5分ほど休憩したいと思います。（発言する者あり）休憩した後で。再開は5分後、11時30分再開。

午前11時22分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き再開いたします。

企画財政課長より発言の訂正の申し出がありましたので、これを許可します。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 先ほど是石議員さんの質問の中で、奨励金の対象になる企業につきまして、町内の従業員の人数のあれはないのかということで、私は具体的な数字はありませんというふうに答弁いたしましたが、規則を今確認いたしました。新設の場合のみなんですが、大手の場合、2億円以上かつ大手とみなされる企業につきましては、町内の雇用を5人以上確保していただきたいというふうに書いてございます。

中小企業の場合につきましては2名以上、新設の場合。ということで、過去調べましたところ、中学校の横のアイエヌラインさん、あそこが新設ということで。ただし、規模としては中小企業であるということで、町内の2名以上の雇用をさせていただいております。そういうことがありました。

訂正させていただきます。

○議長（若山 征洋君） 引き続き会議を続けます。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 青年就農給付金のところでお尋ねします。

先ほど説明があつて、150万円1人分ということなんですけども、これは吉富町で何人までとかいうような枠が決められているのかどうかということと、あと、新規に就農しようという人たちへの支援とか、例えば農地の確保とか、そういうことが何かなされているのかということ。それと、こういう事業がありますよということをどのように周知されているのか、その3点、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず、青年就農給付金の枠についてでございますが、これは国の事業であります。要件に満たせば、その方については給付を受けられるということで私どもは聞いております。

それから、農地の確保につきまして、現在、本町で把握しています遊休農地、それから農地の貸し出し希望調査によって、貸し出し希望がある農地は把握しております。そういった農地につきまして、その方に情報提供をして自分の営農に合うような場所、それからその他、道路、水路等の条件でございますね、それについてはその方に選択していただいて、あとは所有者の方と賃借

または使用貸借の契約をしていただくように進めてまいります。

青年就農給付金につきましては、生産組合長さん等を通じまして、こういった制度がありますということで、青年就農給付金に限らず、いろんな国、県の制度については、情報提供は広報とかホームページとかで現在もしております。また、新たな情報提供がありましたら、速やかにそういったものは提供したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 17ページ。丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 土木総務費で、12節の土地分筆登記手数料ですか、これの内訳と道路新設改良費、これの15節、17節、22節、それぞれの内訳をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） それでは、まず土木総務費の役務費の土地分筆登記手数料についてお答えします。現在、幸子古地区において道路の拡幅について計画しております。その幸子屋敷1号線、皆様方にお配りしています資料の2の、場所につきましては、赤丸の1番、幸子屋敷1号線の拡幅工事にかかる用地買収に伴う土地分筆手数料です。次に赤丸の2番、土屋居屋敷線及び石倉岩本線改良工事に伴う土地の分筆登記手数料。次に赤丸の3番、今吉橋本線一部拡幅工事に伴う分筆登記手数料でございます。

次に、15節、工事請負費の御説明をいたします。工事請負費の内訳につきましては、同じく資料の赤丸の3番、今吉橋本線の一部拡幅工事に伴う工事費でございます。次に赤丸の4番、小犬丸園田2号線ほか1路線の道路改良工事に伴う工事請負費でございます。次に赤丸の5番、戸崎和井田線ほか2路線の道路拡幅工事に伴う工事請負費でございます。

次に、17節、公有財産購入費の内訳について御説明申し上げます。赤丸の1番、幸子屋敷線ほか路線の拡幅工事に伴う用地買収費でございます。次に、同じく赤丸の2番、土屋居屋敷線及び石倉岩本線改良工事に伴う用地買収費でございます。次に赤丸の3番、今吉橋本線ほか一部の拡幅工事に伴う用地買収費でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済みません。今るるお聞きしました。この後22節の補償補填及び賠償金の建物移転補償費について説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えします。

資料ナンバーで申し上げますと、⑥番、大市屋敷線延長新設工事に伴う建物等の移転補償費でございます。平成26年度に予算計上させていただきまして、今年度へ繰り越しを行った継続事

業でございますが、詳細な調査により看板等の工作物、また借家、居住者2名に対して移転補償費が必要となることから、追加の補正計上をするものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） いわゆる広津の奥に100メートル入る防災道路でしたか、あれですよね。あれ、結局、総額どんくらいになるんですか、ここの道路ちゅうのは。それ、わかります。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えします。

総額で申し上げますと、用地費、それから補償費等で約1億を超える額となります。それらにまだ、今後、工事費等が発生する見込みでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 3項の河川海岸費、こちらで工事請負費で用排水路改良工事費と上がっておりますので、ちょっとこちらの説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 資料の7番、広津地区の水路改良工事でございます。これにつきましては、26年度に県単事業であります農村環境整備事業により水路改修を行いました。その事業の継続として、今年度も引き続き、残りの60メートルの区間について整備をする計画で、今回、補正計上さしていただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今のページ、22節、建物移転補償費です。これの算出根拠ちゅうんですか、何かそういう決まったのがあると思います。それをお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えします。

これにつきましては、家屋、土地と同様に不動産鑑定により算定した金額でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今回のこの町道新設改良工事というのは、自治会からの要望によるものでしょうか。それから、買収の場合は町の基準で買収なされているのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えします。

自治会からの要望もございまして、住宅の建てかえにより建築基準法のセットバック等が必要になったお宅について、さらに4メートルを5メートル、あるいは6メートル等道路拡幅するために、町としてはそういった用地買収を先行取得をしております。そういった関係で、今回、予算計上させていただいたところでございます。

○議長（若山 征洋君） 18ページ、ほかにありませんか。どうぞ。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 用地買収費につきましては、町の基準であります宅地が2万円、田畑が1万5,000円という基準で協力をいただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 18ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 18ページ行きます。先ほどの用排水路の分は、前回、子供たちが排水路のそこ通るときに、せっかくならガードレールつけてくれということで、今はついてます。私も、きのう、もう一度確認しました。何とか子供たちに安全に通ってもらえるように頑張りたいと思います。

この次、4項の都市計画費の中で工事請負費、吉富駅前防犯カメラ設置工事費と公衆電話設置費というのが上がっておりますので、こちらの説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えします。

今回、補正計上させていただいてます吉富駅前防犯カメラの設置工事につきましては、現在のふるさとセンターの南側、記念碑から駐輪場にかけての部分について、既設の防犯カメラではカバーできない。特にその周辺はバイクを乗り回したりだとか、そういったことがあります関係から、今回そこをカバーするための防犯カメラを設置するもので予算計上させていただいております。

次に、公衆電話の設置につきましては、昨年、JRが7月に撤退をしました。その直後にNTTの電話も同じく撤去されました。現在までの間、特に携帯電話をお持ちでない方々に大変御迷惑、御不便をおかけしております関係から、今回、町の設置により、公衆電話を設置するために補正計上させていただいたものでございます。設置する公衆電話につきましては、昨年からはNTTには緑電話を設置してくれということで要求は出しておりましたが、今回はピンク電話の設置となります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 公衆電話は確かにないと、もう携帯電話の時代といっても、学校

によっては携帯持ち込み禁止の学校もありますので、やっぱりどうしてもこれはあったほうがいいと私も思いますので、ぜひお願いします。

防犯カメラの設置ですが、今オートバイの乗り回しとかいうこともちょっと言われてましたが、前回、カメラを設置して以降、各団体などがいろいろ対策も行っているんですが、やはりカメラを使うことが抑止力になるんですか、具体的な例などあれば、ちょっと教えてください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えします。

防犯カメラが、設置することに抑止効果があるかどうかということで申し上げますと、まだ現在でも自転車へのいたずらとか、歩道のバイク乗り回しだとかがあります。直接的に本町ふるさとセンター等の施設に危害を生じさせるようなものはなく、例えば道交法の違反するにしても、現行犯とかそういったものでなければ補導はできないということから、抑止効果になっているかどうかということにつきましては、ちょっと判断が難しいところではありますが、防犯カメラと合わせて「防犯カメラ撮影中」とか、そういったシール等は張りつけをしておりますので、ある一定の効果があるのではないかというふうには考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 議席番号3番、太田です。

5項住宅費、2目住宅建設費、15節の工事請負費、別府団地解体工事費467万5,000円上がっておりますが、今、別府団地、空き家というか、あきの棟が1棟ありますけども、その解体費なのか、今度建設される棟を含めた解体費なのか、その詳細を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

この解体工事につきましては、南側の2棟8戸分の解体工事でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 南側の2棟ということなんですけども、この移転補償費等の関係があるんですけども、そこに住んである方の移転補償費だとすれば、移転先についてはどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

今回取り壊しの部分は、もう人が住んでおりません。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） では、その下に、今言いました移転補償費、これは今後のものですよね。今後その住宅が建築されていくときに移転が必要な世帯に対する移転の補償費だと思うんですけども、同じような質問なんです。その移転先についてはどのようにお考えなんですか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 移転先につきましては、なるべく移転しないようにということで、別府住宅内の空いた、程度のいい部屋、もしくは町内の公営住宅の空き室を今のところは想定しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） それでは、今、移転補償費、説明されていましたが、この移転補償費の内容について、これは何件、何戸で、どういう基準なのか、ちょっとその辺教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

今のところ、1戸分の移転補償費ということでございまして、内容的には動産の移転料、電話の移転料、エアコンの移設等でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ということは、実費補償という形になるのかな、かかった分の実費補償なんですか、ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

実費補償でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 実費補償と今説明されましたが、この実費補償はどこまでか、根拠、基準とか何かあるんですか、その辺をお聞きします。かかった費用は全部見るのであれば、これだけかかったちゅうて請求来れば全部払うつもりなのかどうなのか、その辺がわからないので教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

この算定するとき、あらかじめ、うちでも町内のいろんな業者にエアコンの移転費の見積もり等とってみまして、その範囲内ということで、不当に高い金額は補償いたしません。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員、同じことなら、もう3回過ぎました。（発言する者あり）じゃ、山本議員、どうぞ。

○議員（2番 山本 定生君） エアコンとテレビだけ、電話だけとか何か基準があるんですかというわけ。かかった費用、引っ越し費用を全て見るんですかちゅう質問です。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

町であらかじめ基準をつくっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、1戸分て言われたんですよね。今回の解体に対してはないと。今後分ですかちゅうたら、今後ということなんですけど、今後というのは、住宅が改築されていくときに1戸分しか移転が必要な方はいないちゅうことなんですか。今度の別府団地の解体工事に伴った移転はないわけでしょう。で、今後移転が必要な方の分ですということだったんですけど、それが1戸分しか必要ないんですか、別府住宅の新築に対して。1戸しか計上してないところ見たら。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

現在、建設予定地の中の1戸分ということで、まだ設計もきちんとできておりませんし、いつから工事にかかるかというのもまだです。この実施設計以降のお話となりますが、今年度分については1戸分を計上させていただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） こちらの委託料に、建設工事実施設計業務委託料というのが今回上がっておりますが、こちらについては、先日説明では5階建てとか何か言っていたのを、資料回収だったんで、ここに今手元にないんで、はっきりしたことはわかりませんが、さっき日常生活支援何とかのときには、業者に委託する前に仕様書というものを出して、これに基づいてつくってもらうというような説明をされておりました。

ですから、今回の別府についても、多分事前に仕様書か何かそういうものがあつた上での基本

設計というものが上がってきたんだと思います。そういうものがないとわからんと思うんです、その業者さんも基本設計をつくること自体が。その辺の資料というのはどういうことになっているんですか、議会のほうに提出してもらえないんでしょうか、ちょっとお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

基本設計は以前からでき上がっておりまして、先日御説明いたしましたのは、基本方針及び条件整理ということで説明させていただいております。この基本設計に沿った実施設計となります。以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ですから、その基本設計ができる時点では、仕様書というものがあると思うんです。そうじゃなければ基本設計というものができないんじゃないかなと私は思うんですが、その基本設計の前の仕様書というものは提出できないんでしょうか。

それと、ちょっと議長にお願いします。先ほどの放課後児童クラブも、こちらについても、皆さんが資料をもとにして質疑をしないとやりにくいと思うんです。審議に入りにくいと思います。ですから、新しくつくれというのは無理ですけど、先日の回収資料がありますので、最低限、今回の議会が終わるまでの間は討議資料として出してもらえるようにお願いします。

それと、5階になった根拠を、もう一度説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

5階になった根拠でございますが、現在まだ住宅に25戸の方がお住まいでございます。その方の希望によると、ほとんどの方、1名以外は引き続いて入居したいということでございます。最低24戸確保しなければなりません。

現在の平家の形式で建設すると、とてもその戸数は確保できません。5階建ての7戸、五七、35戸の建築になっております。御存じのとおり、現在のところは別府住宅は駐車場もないところでございます。駐車場プラス緑地帯等の確保も必要でございますので、5階建てとなった次第でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今の中でどうしても無理に詰め込むという形なんでしょう。ただ、先ほど言われたように、基本設計が出てくるときに、今のあの図面、5階建てしかできないのか、ほかの方法はなかったのかということがまず1点と、5階建てにした場合、安全上の管理というものはもちろん考えているんでしょうか。例えば極端な話で言えば、火災が起きた場合に、5階

であれば脱出というか避難する方法とかいろいろ出てくると思うんです。そういうことも既に考慮されての5階建ての、先日の基本設計から、この後に続く工事実施設計に移るのでしょうか、ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

経験豊かな設計士が基本設計で設計されております。議員さんのおっしゃる防火上のそういう対策は十分とらせていただいております、両側から避難することもできますし、真ん中のところにもエレベーターもしくは階段をつける予定にしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） それでは、あと残りは、また委員会のほうでやりますので。

9款消防費のほうです。こちらのほうで工事請負費、旧第2分団消防車庫解体工事というのが入っております。こちらの工事と、あと備品購入費、2つ聞きたいんですが、この解体工事についてですが、この後の利用とか何かそういう予定はあるのでしょうか、あと備品の内容について教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） お答えします。

今後の利用なんですけども、先ほどの農協の前の件と同じように、地元自治会等の御意見をいただきながら、企画財政課のほうで今後どうするかというのを考えていきたいというふうに思います。

それから、備品購入費なんですけど、3件ほどございます。まず1件目が消防救急デジタル受令機、それからもう一点が消防車両用のホース、それからもう一点が消火栓用のホースと管鎗で、この3つがあります。

第1点目の消防救急デジタル受令機なんですけど、消防庁の防災対策室のほうから、これ全国的なんですけどデジタル化を進めております。それで来年、平成28年の5月末までに、合わせて各消防団も確実にデジタル化を完了するよという通知があつてございます。で、本町におきましても、京築広域消防本部の消防救急無線のデジタル化が28年の5月末までに完了することに伴いまして、現在アナログの受令機を設置しています第2、第3分団の車両に整備する必要が生じたので、この分を計上させていただいております。

なお、第1分団につきましては買ったばかりで、もう既にデジタル化には対応できております。

それから、消防車両のホースなんですけど、これにつきましては、現在、第1分団が29本、第

2分団が15本、第3分団が15本保有しているんですけども、結構ホースを多く利用する森林火災等、水利が火点から遠い火災が連日で仮に発生した場合、現在の保有数では、干したホースをまた車両に収納して出動するという可能性もありまして、あわせて、現在保有していますホースの中には劣化が進んでいるものがございまして、いつ破損して水漏れをするかわからない状態ということで、ホースの予備を確保したいということで予算計上させていただいております。

それから最後に、消火栓のホースと管鎗、筒先ですね、これなんです、消防用格納箱の新設になります。この格納箱に入っているホースと管鎗なんです、経年で劣化しまして腐食、老朽化によるものが結構ございます。それで自治会のほうからも、ここをかえてもらえんのかなというような御要望がございまして、必要に応じて整備したいということで今回計上させていただきます。

金額につきましては、デジタル受令機に関しましては67万1,000円、それから消防のホースに関しましては123万円、それから消火栓のホースと管そうにつきましては143万円を——ちょっと下ははしょってますが——計上させていただいております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） これは格納庫のことも入っとるんでしょうか、各地区の。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 格納庫です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） それなら、要望があればどんどん増やしていくということでしょう。以前増やしたことがありましたんですが、大体は消火栓の間ということで、両方で使えるということ置いてたんだが、それでは緊急に間に合わんということで、消火栓に近いとこということでふやしたとお聞きしておりますが、現在足りない地区とかたくさんあるだろうと思いますが、今言ったように消火栓のあるところにはふやしていくということによろしいんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） ふやしていくというよりは老朽化ですね、老朽化して対応できないんですよ、いざというときに。そのために予備を購入しておくというのと、もう一点、結構消火栓の設置に関して自治会のほうから御要望がございまして。それで、当然この格納庫も4本、20メートルで4本あるんですけども、80メートル以内のところに設置はするようにします。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） じゃ、全体の消火栓と格納庫の数の記した地図とかいう資料をお示し願いたいんですが、お願いします、よろしく。いいですか、議長。

○議長（若山 征洋君） 19ページ。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 1項消防費4目災害対策費の15節工事請負費で佐井川水位監視カメラ据付工事費とあります。これは、実際どういう監視体制をしくのか、それと防災上の実際の運用はどう行うのか、その2点、説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） お答えします。

佐井川につきましては、浸水想定区域になっておりまして、大雨のときには水位の監視が重要になります。現時点で災害の水位を常時監視できるシステムがございません。町職員が現場に赴きまして水位を確認しております。増水時あるいは夜間の確認作業はとても危険な作業になりますので、本システムを導入することによりまして、安心安全な災害対応が可能となります。

設置場所につきましては、土屋橋の上流側の左岸で、土屋橋の水位が常に監視でき、暗視も、夜でも可能になります。実際に早期に自治会のほうに連絡ができますので、素早い避難対応が可能になっていくのではないかとこのように考えております。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 今のに関連なんですけど、このカメラを監視するモニターちゅうですか、それをどこに設置の予定でしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 役場のほうでいつでも見れる状態にします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 同じく今の工事請負費ですが、山国川カメラ映像取得システム構築工事費というものの内容と佐井川橋、こちら、両方ですけど、これは対象地域の方々、自治会の方々も見る事ができる、利用できるのか、ちょっとその辺を2つお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 2番目の質問なんですけども、自治会が見るんじゃなくて、行政のほうが見るシステムです。それで、山国川河川事務所が保有していますカメラ映像、幸子と高浜付近にも設置しているんですが、この専用回線を接続することによりましてライブの状況を監視できるシステムを構築したいということで、今回、予算計上をさせていただいております。幸子と高浜だけじゃなくて、山国川の上流域も、このシステムで、こちらのほうからでも見れる体制ができるそうです。

それで、現在は10分間隔で更新されました画像をインターネット上で確認できるのみなんですけど、この本システムを構築することによりまして、より鮮明な画像がライブ映像で確認できる

ようになります。さらには、専用の光回線でございますので、万が一、被災によりまして民間のネットワークが途絶えた場合でも、山国川河川事務所を経由した情報のやりとりが可能となりますので、災害の備えとしても期待できるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今言われたインターネット上のやりとりだとリアルタイムじゃないということで、これを構築してリアルタイムな専用回線で入ってくるようにするんだと思います。先ほどの佐井川の水位も、これも結局、今後、災害対策本部で活用するためのシステムだと思います。それはもちろん大事なことです。ただ、やはり対象地域の方々も見れるようなことにはできないのか、今後そういうふうなことを予定していないのか。特に今、地域防災やっていますので、そういうところに情報がリアルタイムで入れるような構築をする予定はないのか、ちょっとお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） リアルタイムで現場が確認できるように、今後については計画はしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 20ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 小学校費の賃金のところ、通勤手当相当分って書いてあるんですけど、これちょっと説明してください。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） お答えいたします。

小学校の臨時職員、事務職と学習支援補助員の通勤手当相当分の賃金の補正であります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 20ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 20ページ、4項社会教育費の文化財保護費の中で文化財移設料というのがございます。こちらと、5項保健体育費の武道館柔道場畳入替工事費というこちらの2点について説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） まず、文化財の関係です。中津の小笠原4代藩主、小笠原長円公の墓前の灯籠につきまして、現在、中津市在住の所有者から2基の寄贈申し入れがありました。これにつきましては、歴史的、文化的価値が認められるものであることから、その灯籠を受け入れし、天仲寺山の同公墓前に移設する費用32万4,000円を補正計上するものであります。

それに武道館の畳の入れかえ工事請負費の計上であります。これにつきましては、武道館の柔道場に設置をしております畳98枚のうち57枚が、劣化のため角が破れたり畳表の剥離があり使用上支障がありますので、これを解消するために畳を入れかえる工事請負費を補正計上するものであります。98枚のうち57枚をします、残り41枚につきましては、平成24年度に吉富中学校から移設をしております、状態がよいため引き続き使用する予定であります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 申しわけないです。19ページ、前のページです、教育総務費、よろしいですか。後から言いましょうか。今いいですか。

○議長（若山 征洋君） もう、今言ってください。

○議員（7番 是石 利彦君） いいでしょう。

図書購入費とありますね、教育総務費に。当初で入れてなかったものを補正で組むということですので、どういうことか、ちょっと説明をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） お答えいたします。

これにつきましては、図書室の図書ではなくて、日常の財務事務処理の実務上の参考資料「地方財務実務提要」の購入費であります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 先ほどの文化財移設料のところですか。先ほども寄附があったということをお聞きしました。で、こちらを天仲寺山のほうに、もとの墓前のところに鎮座させるという文化財だとお聞きしました。こちらは、もう既に灯籠は、もう寄附は採納されて、もうこちらにあるということでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） 寄附採納の手続は終了しておりますが、それを今からこの天仲寺山のほうに移設するための費用計上でありますので、まだうちのほうにはありません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 歳出全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に21ページ、債務負担行為、支出予定額等に関する調書。

次に、地方債の現在高に関する調書。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 地方債、町債、いわゆる借金についてですが、ちょっとお聞きします。交付金算入措置など細かくあるとは思いますが、現在の吉富町の実質的借金額というのは幾らになるのでしょうか、お聞きします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 現在の借金の総額というようなことなんでございますが、この調書、22ページの調書のところにありますように、今回、変更後のところの合計金額の一番最後に25億3,651万5,000円というような数字があるわけですが、こういった、まだ起債の残高があるということをここに一つ示しておりますので、これが今現在の借金の合計というわけではないんですが、起債としては、これぐらいをまだ返す必要がありますということで書いてるものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） そうですね、これが金額ということで言われれば、もうそのとおりだと思います。

また、この金額に対して、町として、やっぱり借金のある以上は返す必要があると思うんです。ですから、本来は償還基金というんでしょうか、返済基金というんですか、私も具体的なことはわからないんですが、その辺は吉富町の場合はそういう基金はあるんでしょうか。ある場合、その推移状況というか、どれぐらいあるのか、今わかるのであれば教えてください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

そういった起債の償還にかかる費用ということでの基金としては減債基金というのがございます。25年度ですか、25年度末で減債基金が約3億5,000万円程度ございましたが、1年たった26年度末につきましても、ほとんどこれを動かすことがなかった関係で、同じように約3億5,000万円程度の基金としては用意はしてございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 3億5,000万円とお聞きしたんで、今後、起債は今回も変更されてふえております。そして町単費の道路ですとか、いろいろ福祉センターをつくるための福祉基金取り崩しとかいろいろやられておりますので、今後は、この返済計画の減債基金というんですか、減債基金というものは、ある程度また積み上げていかないといけないと思うんですが、今後の方向性とか推移とか何か、そういう計画があるんでしょうか、ちょっとお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

現在、吉富町の総合計画中期基本計画が、これから完成させていくわけなんです、その中に取り込んだ事業を中心に、もう一度、吉富町の財政の状況の調書を、その分に見合った分で作りたいと思っております。その中にこういった形で反映していくのかということにつきましては、今検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 以上、補正予算全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第29号は、それぞれの所管委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号はお手元に配付の付託明細により、それぞれの所管委員会に付託いたします。

暫時休憩をいたします。再開は13時20分からとします。

午後0時18分休憩

.....

午後1時20分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に続き再開いたします。

健康福祉課長より発言の申し出がありましたので、これを許可します。健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 先ほど、保育士の数の件でございますが、6名の保育士がいますが、現在のところ、3名の方が産休もしくは育児休業となっております。あと、臨時職員として5名、代替職員10名ということで、18名の保育士が吉富保育園を運営しておるところでございます。

もう一つでございますが、放課後児童クラブの児童数の見込みです。平成25年度にアンケート調査をとりまして、保護者より、低学年、高学年という利用意向を調査しました。およそ、低学年に対しましては90名、高学年に対しては71名の利用者があるものと推計しております。

なお、皆様方にお配りしております吉富町子ども・子育て支援事業計画の中、この中の49ページに量の見込みと確保の方策ということで記載しております。27年度は低学年、高学年を合わせた量の見込みでございますが、162名。28年度にしましては161名、29年度、30年、31年度等の見込みを記載しております。

以上でございます。

日程第3. 議案第30号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（若山 征洋君） 日程第3、議案第30号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 御説明を申し上げます。固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

提案理由について御説明申し上げます。平成27年6月20日をもちまして任期が満了いたします土屋浩一氏の後任としまして友田博文氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定によりまして、町議会の同意を求めるものでございます。

以上、よろしく御審議方、お願いいたします。

○議長（若山 征洋君） これから質疑を行います。本案に対して御質疑はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 土屋浩一さんはよく知っておりますし、友田博文氏もよく存じておりますが、新しい委員に何名かリストの中に挙がったうちのこの方とか、そういうことでしょうか、お聞きします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（江河 厚志君） 何名かは挙げました。その中の一人でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号は同意することに決しました。

日程第4. 議案第31号 吉富町外1町環境衛生事務組合規約の変更について

○議長（若山 征洋君） 日程第4、議案第31号吉富町外1町環境衛生事務組合規約の変更についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 吉富町外1町環境衛生事務組合規約の変更についてでございます。議案書3ページ、4ページをお願いいたします。

吉富町外1町環境衛生事務組合では、現在、監査委員の選任につきましては、規約第11条第1項で、組合に監査委員2名を置くとなっております。また、第2項で、組合長は組合の議会の同意を得て、組合の議員のうちから選任するとなっております。

しかし、地方自治法第196条第1項では、監査委員の選任は、地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し、優れた識見を有する者及び議員のうちから選任するとなっております。

よって、このたび、地方自治法の規定に基づき、現在、組合議員から2名選任してまゝ監査委員を、組合の議員からの選任を1名とし、もう1名を識見を有する者からの選任に変更することに伴いまして、吉富町外1町環境衛生事務組合規約を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、新旧対照表で説明をさせていただきます。

資料ナンバー1、1ページの吉富町外1町環境衛生事務組合規約新旧対照表をごらんください。傍線箇所が今回の改正部分でございます。

第11条第2項中、「組合の議員のうちから」を、「人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し、優れた識見を有する者（識見を有する者という。）及び組合の議員のうちから、それぞれ1人を」に改め、同条第3項中、「監査委員の任期を、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、組合の議員のうちから選任される者にあつては組合の議員の任期」に改め、同項に次のただし書きを加えます。「ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない」。

次に附則です。附則につきましては議案書の4ページを御参照ください。

附則、施行期日につきましては、一部事務組合の規約変更は地方自治法の第286条の規定により、関係団体の議会の議決を経て、県知事の許可を受けなければならないとされてますので、施行期日は、この規約は許可の日から施行するとしております。

経過措置につきましては、この規約の施行の際、現に監査委員の職にある者は、その任期が満了するまでの間、改正後の第11条第2項の規定により組合の議員のうちから選任された監査委員とみなすとしております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 課長の説明が終わりました。

これから質疑、討論を行います。本案に対して御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第32号 吉富町外一市中学校組合規約の変更について

○議長（若山 征洋君） 日程第5、議案第32号吉富町外一市中学校組合規約の変更についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。教務課長。

○教務課長（田中 修君） 説明いたします。吉富町外一市中学校組合規約の変更についてであります。

議案書の5ページ、6ページをお願いいたします。

組合規約第9条に規定しています監査委員につきまして、現在3年になっております学識経験者のうちから選任される監査委員の任期を、地方自治法の規定に合わせ4年とし、あわせて、学識経験者の表現及び組合議員との並び等も自治法に合わせるための変更でありますので、地方自治法第290条の規定により、吉富町外一市中学校組合の関係団体であります本町の議会の議決を求めるものであります。

次に、資料ナンバー1、新旧対照表の2ページをお願いいたします。アンダーライン部分が変更箇所です。

まず、組合規約第9条第2項中、「組合議員」を、「人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関しすぐれた識見を有する者（以下、「識見を有する者」という。）」に、次に、「学識経験者」を「組合議員」に、「各1名」を「それぞれ1人」と改正するものです。

次に、同条第3項中、「組合議員」を「識見を有する者」に、「選任された」を「選任される」に、「組合議員としての任期によるもの」を「4年」に、「学識経験者」を「組合議員」に、「3年とする」を「組合議員としての任期による」と改正するものであります。

次に、議案書6ページをお願いいたします。

附則の施行期日につきましては、一部事務組合の規約の変更は地方自治法第286条第1項の規定により、関係団体の議会の議決を経て、県知事の許可を受けなければならないと規定されておりますので、その許可の日から施行すると規定するものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決をよろしくお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長の説明が終わりました。

これから、質疑、討論を行います。本案に対して御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

○議長（若山 征洋君） 日程第6、報告第2号繰越明許費繰越計算書について（一般会計）を議題といたします。担当課長に内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 報告第2号平成26年度吉富町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明を申し上げます。

本報告につきましては、地方自治法第213条第1項の規定に基づきまして、平成27年度へ繰り越すべき事業費並びに財源が決定し、繰越計算書を調整しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、これを報告するものでございます。

その内容につきましては8ページをごらんください。

2款総務費1項総務管理費で、まずは県営住宅建替事業一次造成工事で1,830万円でございます。これは、県営住宅建替事業の実施に当たりまして、県との協定に基づき、町が実施する隣接農地の取得や造成工事での県との調整などに期間を要し、年度内の完了が困難となったことから、全額を繰り越すものでございます。

次に、地域活性化・地域住民生活等緊急支援事業で5,900万円です。これは、平成26年度、国の補正予算に計上された交付金をもとに本町で実施する事業に要する経費でございます。国における補正予算編成時期の関係上、実質的には平成27年度に事業を実施する前提で、この3月議会において補正予算の追加提案をさせていただいたものでございます。その全額を繰り越すものでございます。

次に8款土木費1項土木管理費で595万円、2項道路橋梁費で1億376万3,000円です。これは、狭隘道路整備促進事業、大市屋敷線延長新設工事で、実施に当たり、その前提となります用地買収や移転補償等につきまして、地権者との交渉に時間を要し、年度内に事業を完了することが困難になったことから繰り越すものでございます。

以上で一般会計の繰り越しの説明を終わります。

○議長（若山 征洋君） 以上で報告説明を終わります。

日程第7. 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について（公共下水道事業特別会計）

○議長（若山 征洋君） 日程第7、報告第3号繰越明許費繰越計算書について（公共下水道事業特別会計）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） それでは、報告第3号について御説明を申し上げます。

平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計の繰越明許費について、翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたします。

次の10ページ、平成26年度吉富町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書をお開きください。

2款事業費1項事業費、事業名、吉富町公共下水道事業です。金額、4,230万円で、翌年度繰越額も同額の4,230万円です。財源内訳は、既収入特別財源はありません。未収入特別財源は、国庫支出金1,425万2,000円、地方債2,720万円です。そして一般財源で84万8,000円です。現在、皇后石地区で施工中の平成26年度公共下水道事業皇后石地区面整備管渠、第1工区築造工事に充当しております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 以上で報告説明を終わります。

日程第8. 報告第4号 繰越計算書について（水道事業会計）

○議長（若山 征洋君） 日程第8、報告第4号繰越計算書について（水道事業会計）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（赤尾 肇一君） 報告第4号について御説明を申し上げます。

平成26年度吉富町水道事業会計繰越計算書について、翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告いたします。

次の12ページをお開きください。

4款資本的支出1項建設改良費、事業名は下水道工事に伴う配水管布設替事業です。予算計上額523万円、支払い義務発生額はございません。翌年度繰越額523万円です。財源内訳は、下水道特別会計からの負担金185万円、損益勘定留保資金338万円です。現在施工中でございます平成26年度下水道工事に伴う配水管布設替工事、皇后石地区に充当しております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 以上で報告説明を終わります。

日程第9. 報告第5号 経営状況の報告について（土地開発公社）

○議長（若山 征洋君） 日程第9、報告第5号経営状況の報告について（土地開発公社）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 報告第5号経営状況の報告について、平成26年度の吉富町土地開発公社の事業報告をいたします。

お手元の事業報告書、1ページをお開きください。平成26年度事業報告書、1、事業の概要、2、事業の実施状況。平成26年度は公有地の取得及び売却につきましてはございませんでした。

3、理事会の議決事項でございますが、平成26年5月21日と平成27年3月24日の2回開催いたしております。議決事項は記載しているとおりでございます。

それでは、2ページをお開きください。役職員の報告です。平成27年3月31日現在の役員でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。監査の日時、場所、監事名、監査項目を記載してございます。

次に、4ページをお開きください。4ページ、5ページにわたりまして、月別の資金の収支状況報告でございます。前年度からの繰越額は670万9,177円でしたが、最終的に3月末の資金の残高が660万8,578円ということになってございます。

6ページをお開きください。7ページにわたりまして、事業管理費と一般管理費の月別の支出内訳でございます。合計で10万3,177円を支出しております。

8ページをお開きください。9ページにわたりまして、予算決算対照表の収入の部でございます。9ページの一番下のところ、収入の部の合計といたしまして、予算現額671万2,000円に対しまして、収入済額は671万1,755円で、予算現額と収入済額との比較では245円の不足でございます。

10ページをお開きください。11ページにわたりまして、予算決算対照表の支出の部でございます。11ページの一番下、支出の部の合計といたしまして、予算現額671万2,000円に対し、支出済みの額は10万3,177円ということでございます。不用額といたしまして660万8,823円となっております。

次に、12ページをお開きください。損益計算書でございます。3番の販売費及び一般管理費で10万3,177円を支出しています。収入は平成17年度から町の助成金を全額廃止していますので、4番の事業外収益の受取利息2,578円のみとなっております。収入より支出のほうが多いので、その差額10万599円が当期の純損失となっております。

13ページをお願いします。13ページは貸借対照表で、平成27年3月31日現在でござい

ます。資産の部は現金及び預金のみで1,160万8,578円となっています。負債の部はございません。資本の部ですが、基本財産が500万円であります。準備金は前期繰越準備金が670万9,177円ありましたが、当期は10万599円の損失ということで、準備金の合計が660万8,578円となっています。資本の合計は基本金と準備金の合計1,160万8,578円でございます。不足の部はございませんので、負債資本合計も同じく1,160万8,578円でございます。

では、14ページをお開きください。キャッシュフロー計算書でございます。平成26年度の現金収支の状況を示しています。支出の合計10万3,177円に対して、収入2,578円で、4番の現金及び現金同等物減少額が10万599円となっています。期首の現金は670万9,177円でありましたが、期末の現金は660万8,578円となります。

15ページをお開きください。11の公有用地はございません。12の財産目録でございますが、現金預金と定期預金の合計1,160万8,578円のみとなっております。

16ページは監査意見書でございます。

17ページをお開きください。平成26年度分利益金処分計算書です。前期繰越準備金670万9,177円でありましたが、当期純損失が10万599円でありましたので、当年度未処分利益金は660万8,578円となります。処分数額は同額の660万8,578円でございます。これは次期繰越準備金として処分するものでございます。

以上で平成26年度吉富町土地開発公社事業報告を終わります。

○議長（若山 征洋君） 以上で報告説明を終わります。

日程第10. 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（若山 征洋君） 日程第10、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

総務文教委員会、福祉産業建設委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

○議長（若山 征洋君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後 1 時52分散会
